

令和4年第1回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月6日(木)

午前10時00分開会 午前11時10分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員12名)

1番 中田 安義	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 中山 誠治	5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
7番 宮本 孝博	8番 梶原 安行	9番 是佐 恵美子
10番 山田 政則	11番 河井 孝之	12番 岩木 國明
13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀	

(推進委員12名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 岩本 博志	推進委員 吉田 雅子
推進委員 岡村 昭男	推進委員 小西 礼子	推進委員 三田 邦男
推進委員 黒田 球貴	推進委員 松井 祥壮	推進委員 堀田 良昭
推進委員 安井 多佳子		

4. 欠席委員(0名)

推進委員 清水 透 推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

11番 河井 孝之 12番 岩木 國明

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局

	係長	比良 大助
	主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	主任専門員	西田 昭子
(吉和支所)	主任主事	平井 翔太
(大野支所)	主任主事	奥田 規之
(宮島支所)	主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権貸借)
- (2) 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (2) 報告第 2号 農地法施行規則第29条第1項第3号に規定する農業

(3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

(4) 報告第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	<p>会長挨拶。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただいまから令和 4 年第 1 回廿日市市農業委員会総会を開会します。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名中 14 名の出席でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員を指名をいたします。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、11 番の河井委員、12 番の岩木委員のご両名をお願いをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いをいたします。</p>
事務局	<p>議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は 2 ページに総括表、3 ページから 5 ページに内訳、位置図は 1 ページから 4 ページになります。</p> <p>番号 83 番、農地の所在地は、玖島字北川上、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 1,638 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8 年 12 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に番号 85 番、農地の所在地は、浅原字西ケ迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 4 筆の 7,239 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 7 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>次に番号 88 番、89 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。</p> <p>番号 88 番、89 番、農地の所在地は、浅原字堂ケ原、登記地</p>

目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は2筆の4,010平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和8年12月31日までの賃貸借の再設定を行うものです。

次に番号90番、91番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。

農地の所在地は、浅原字枇杷ヶ原、登記地目は田及び山林です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の4,841平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和9年1月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。

いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いをいたします。

受付番号83番は、清水さん欠席のため梶原委員さん、ほか85から91まで古川委員さんに5件ほど説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

8番委員

8番の梶原です。番号83についてご報告いたします。12月14日に清水委員と事務局とで現地確認をいたしました。この農地は、上川上集落に入ってすぐのところ、県道に面している土地でございます。この田んぼは、〇〇さんが借り受けられるのですが、もう既に昨年耕作をされておられます。〇間さんが農地の相続をされるため、この相続が完了してから申請をするということです。何ら問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

6番委員

6番の古川です。12月17日に安井推進委員と事務局の方2名で、番号85、88から91まで、これを確認いたしましたので、ご報告いたします。まず、85番ですけれども、位置図が2ページとなります。2ページを見ていただきますと、まず、〇〇さんの農地と隣接する自宅、地図で見ますと、赤い網かけの上に2軒ございます。左側が〇〇さんのご自宅になり、ここにお住まいですけれども、本人さんが農業機械の販売店にお勤めになられておまして、農繁期にはとても忙しくて休みが取れないということに加え、昨年、お母さまを亡くされて、一人で耕作することは非常に困難であるということです。農地を探しておられた橋詰さんのご実家は〇〇さんの隣のため、〇〇さんに依頼されることになりました。〇〇さんは、息子さんと一緒に通勤農業という形をされておりますけれども、昨年まで利用権の設定をされて借り受けていた農地が売却になったということで、その農地は

地図の網かけの上のずっと左上のほうにございますけれども、こちら辺りが借受けされていたところなのですが、ここが売却になったということで、新たに借りれるところを探しておられました。特に問題はないものと思います。次に、88番、89番、これにつきましては、位置図は3ページとなります。ページをめくっていただきますと、大体浅原の中心部ということになります。ここは、浅原の市民センターがございますけれども、その西側に当たります。〇〇さんによる〇〇さんへの利用権の再設定ということでございまして、これまでも〇〇さんの適正な管理の下に水稻を耕作されていまして、何ら問題はないと思います。次に、ナンバー90と91でございます。位置図は4ページ、めくっていただきますと、少し分かりにくいのですが、小瀬川のそばということで、4ページの地図でいいますと、上側、北に当たります。上のほうが小瀬川の上流になります。また、地図が切れていますが、一番上の農地に隣接してずっと舗装の道路が入っておりまして、上のほう、これが旧浅原小学校の前の橋がございます。

90番の〇〇さんにつきましては、次のページになります。〇〇さんは91番の〇〇さんの娘さんということになります。この一団の農地ですけれども、山に囲まれ、あるいは反対側が小瀬川に面してそのもうちょっと先、地図でいいますと4ページのページが書いてあるその上の辺は農地が広がっています。反対側にあるということですが、この一団の農地は〇〇さんのご主人が自分で開墾、そして造成されて水田として活用されていたということで、何でもなし山の中にいきなり水田が広がっているという状況の場所がございます。〇〇さんは高齢であるために、また、〇〇さんにつきましては遠方であるということのために、ここ数年は保全管理の状況になっております。借主側の〇〇さんですけれども、現在、我々が11月に視察に行きましたけれども、広島市の農林水産振興センターで今研修中がございます。3月末の研修の終了後には、〇〇さんの〇〇の方と共に新規就農の予定がございます。今回は、お話しいただきましてマッチングをしたわけですが、双方ともに大変喜んでおられました。ただ、新規がございますので、今後もしっかりと見守っていく必要があると思います。現時点では特に問題はないと思います。

以上、5件でございますけれども、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

今、古川さんからご説明ありましたが、大変良い案件でもあるというように伺っております。

ありがとうございます。この6件について、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

《委員より質疑等なし》

議長

意見がないようですので、お諮りをします。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号366番、367番について、議席番号2番の木浦委員が関係する案件のため、先に番号336番と358番を審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号336番、358番について説明させていただきます。

議案書は6ページに総括表、7ページに内訳、位置図は5ページ・6ページになります。

番号336番、農地の所在地は、大野字下灘で、登記地目は田です。面積は1筆の58平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難なため、譲受人は自宅に近く経営規模を拡大するため、無償の所有権移転です。

次に番号358番、農地の所在地は、栗栖字隅河内で、登記地目は田です。面積は2筆の1,671平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は破産後の財産処分のため、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。

いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号336番、358番について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

336番について山田委員さん、358を黒田委員さん、お願いをいたします。

10番委員

10番の山田です。336番ですが、地図は5ページです。この場所は、大野の一番西側、10区というところです。集会所がありますが、そこの少し下がったところを、この12月15日に

事務局と現地を確認しております。譲渡人は遠方にお住まいでありまして、管理ができないということで、無償移転をするということですので。譲受人は、この少し赤い印がありますが、その左側の隣の地で果樹を作っておられます。経営規模を拡大するということでございます。全然問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

黒田推進委員

推進委員の黒田です。12月16日に神鳥委員と事務局2名と4名で現地確認をいたしました。地図は6ページの真ん中の網かけのところですか。これは、栗栖の消防屯所がありますが、それより少し廿日市寄り30メートルぐらい行ったところですか。〇〇さんが買取りになるわけですが、2年前ぐらいから譲渡人のうちの人で〇〇になりまして、この土地で〇〇さんがもう2回ぐらいは作っておられます。この近くに農作業所もあるので、非常に作りやすいという土地になっていると思います。ほかの農地への影響はありませんので、よろしくご審議お願いします。

議長

それでは、ただいまの地元委員の意見に対しまして、皆さんからのご意見、ご質問等をお伺いいたします。
ご意見はございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号336、358について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、336、358番について、許可することに決定をいたします。

続きまして、同じく、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、366番、367番について、議案としますので、議席番号の2番、木浦委員におかれましては、退席をお願いいたします。

＝木浦委員 退席＝

議長

それでは、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号366番、367番について説明させていただきます。
議案書は6ページに総括表、7ページ・8ページに内訳、位置図は7ページになります。

番号366番、農地の所在地は、津田字筈ノ原で、登記地目は畑です。面積は1筆の287平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難なためで、譲受人は譲渡人から借りて耕作しており譲り受けるための無償の所有権移転です。

次に番号367番、農地の所在地は、津田字筈ノ原、迫口で、登記地目は畑です。面積は2筆の624平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は現在譲受人が耕作しているので譲り渡したいためで、譲受人は譲渡人から借りて耕作しており譲り受けるための無償の所有権移転です。

いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号366番、367番の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地区担当委員の意見をお伺いします。

この2件につきましては、松井委員さん、お願いします。

松井推進委員

津田地区推進委員の松井です。366と367は、譲受人が同一のため、まとめて説明いたします。まず、現地確認ですが、12月16日に、会長、木浦委員、神鳥委員、それから事務局2名と実施いたしました。地図は7ページです。7ページの北側の少し上が津田小学校になりますが、その津田小学校の付近ということになります。まず、番号366の津田2825につきましては、柿とか梅などが植栽されておりまして、一部カヤが繁茂しているものの、おおむね適正に管理されておりまして。次に、番号367の2815は、先ほどの2825に隣接しております。2815については、草刈りの管理をされて、今後お茶を作付する予定と聞いております。それから、2872につきましては、白菜、玉ねぎ、イチゴ等が既に植えられておりまして、それぞれ適正に管理されておりまして。既に、譲渡人から借りて耕作管理されておりまして、特に問題はないと思われまして。以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、これにつきましてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。

《委員より質疑等なし》

議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号366番、367番について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、366番、367番について、許可することに決定をいたします。</p> <p>木浦委員さん、席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝木浦委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は6ページに総括表、9ページから12ページに内訳、位置図は6ページと8ページから14ページになります。</p> <p>番号345番、農地の所在地は、上平良字河野原の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の848平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、重機及び資材置場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号347番、農地の所在地は、原字上河末の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の629平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、警察犬の調教場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号350番、農地の所在地は、原字下河末の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の485平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。</p> <p>次に番号351番、農地の所在地は、津田字大別府の第2種農地で、登記地目は田です。面積は2筆の1,044平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、自宅で飼育している犬の運動用地として利用するためですが、一部倉庫が建設されているため、始末書が提出されております。</p> <p>次に番号353番、農地の所在地は、宮浜温泉三丁目の第2種農地で、登記地目は田です。面積は2筆の1,058平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請でございます。</p> <p>次に番号355番、農地の所在地は、原字矢之崎の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の232平方メートルの申請</p>

です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。

次に番号356番、農地の所在地は、原字矢之崎の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の96平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、進入路として利用するための申請です。

次に番号359番、農地の所在地は、栗栖字隅河内の第2種農地で、登記地目は畑です。面積は1筆の85平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するためですが、既に住宅として利用しているため、顛末書が提出されております。

次に番号361番、農地の所在地は、原字上河末の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の1,116平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

次に番号362番、農地の所在地は、原字上河末の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の886平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。

以上で、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

議案第3号は、5条で今説明がありましたように、10件ほどありますが、地元委員の意見を求めるわけですが、345、是佐委員、347、350、355、356、361、362について岡村委員さん、356、木浦委員、353、山田委員さん、359を黒田委員さん、各委員さんに順次説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

9番委員

それでは、345番について、9番の是佐です。よろしく申し上げます。

12月22日、登推進委員と事務局と3人で現地に行きまして、場所を見たわけですがけれども、あそこは株式会社コレクトが借りて重機をいっぱい置いております。その周りで何も害をするところはないし、景観は非常にいいところなので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

地図は8ページです。

岡村推進委員

原地区推進委員の岡村です。347番、350番について説明させていただきます。まず、347番、12月24日、自分と沖

村委員、それから事務局2名、合計4名で現地確認へ行ってきました。まず、347番の地図は9ページです。これが、河末の奥といいまして、もう網かけ部分下、少し南のほうなのですが、でも、玖島へ抜ける道路を造っている場所で、もう周りが全く山と田です。ほとんど耕作放棄地で作られていない状態の場所です。そこへドッグランとして造られるということで、現地を確認しに行ったところ、きれいに整地されておりました。周りのほうには影響ないと思います。続きまして、350番です。地図は10ページです。所有者の〇〇さんは、こちら親子でして、親子で家を建てるということですが、周りも〇〇さんの土地で、現状でも全く田畑の周囲には影響ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。続けて、関連するので説明させていただきます。355番、原の矢之崎の件について説明させていただきます。地図は13ページです。場所は少し見にくいと思うのですが、網かけの左部分のほうが旧原病院で、今、ふれあいライフ原の養護施設があるところなんです。譲渡人の〇〇さんですが、網かけ部分、355のすぐ下が〇〇さんの家でありまして、この該当する地区のところには、〇〇さんという方が譲受けで来られます。この方は、娘さんの旦那さんで、娘婿さんで来られます。現地確認したところ、周囲の田畑への影響はないと思います。続きまして、356番、こちらと同じく矢之崎で、地図は同じ13ページです。こちら所有者の〇〇さんと、譲り受ける〇〇さんが兄弟で、田んぼを作られているのが弟さんのほうなのですが、家を建てるのに進入路が必要ということで少し田の一部を進入路として使われるということの申請です。こちらのほうも進入路を造られても影響はないと思われまます。続きまして、361番の、今度は原の上河末の説明をさせていただきます。こちら、地図は14ページです。こちら場所も、先ほどの河末地区の少し南のほうになります。山沿いの土地になります。〇〇さんがもう耕作もできないということで、太陽光発電業者に譲渡するというので、周りは全く放棄地なので、ほとんど影響はないと思われまます。それに併せて、続いて362番、こちら両隣で同じく放棄地になっておりますので、太陽光へ譲渡されるということですが、こちら全く周囲には影響はないと思っております。長々と説明しましたが、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

2番委員

2番、木浦です。番号351番について説明します。地図は11ページで、12月16日に河野会長、神鳥委員、事務局2名で現地を確認をしました。現地は、少し上の方位のところの下側に県道が走っており、上の方向が吉和方面で、大体ここから1.5キロぐらいのところに佐伯支所があります。佐伯中学校はもうすぐ近くということになります。現場には倉庫があり、田を耕作されていた時は農業用倉庫として使われていたのか、それほど規模は大きいものではありません。ここで、犬が走るところということで、面積は一反ぐらいあるようですね。隣接の耕作田で、面積

も結構ありますから、草等の雑草が隣接農地に影響のないようにしっかり管理してもらい、許可をするということになるのではないかと思います。〇〇さんももともとはこの地域の人ですし高齢なので、本当なら近所の人から借り受けて耕作されるのが良いとは思いますが、近隣の方も皆高齢なために、なかなかそういうのも難しいということがあるのではないかと思います。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

10番委員

353番についてご説明いたします。地図は12ページです。まず、12月15日に現地を確認しておりますが、この物件は、この7月の総会で果樹園として所有権を移転するという許可をされた物件であります。ですが、このたびこれが、議案書の16ページ、最後のページですか、許可の処分取消というか、取消願というのが出まして、一応、果樹園をするという予定でしたが、栽培が難しくなったということです。許可の取消願が出されました。と同時に、今度は駐車場に転用するというので許可願が出ました。別に周辺に支障が出るようなことにはないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

黒田推進委員

推進委員の黒田です。

12月16日に神鳥委員と事務局2名とで4名で現地を確認しました。これは、地図は前へ戻ってもらって6ページですが、真ん中の網かけの上の小さい網かけです。

この所有権移転ですが、〇〇さんは管財人から買取りになる形になります。これは、現在自宅であり、昔から住んでおられたところを買取ることになります。住宅として、三、四十年前からもう家が建っていると思うのですが、地目が畑になっているので今回の転用のために顛末書が提出されております。他の農地には影響はないですし、隣も家になっているので影響はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上、地元担当委員さんの説明がございまして、この5条につきましては10件ありますので、ご審議をお願いいたします。ご意見ありませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

最近、ドッグランという案件が多いですね。以前も転用で出てきましたね。

ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。
続きまして、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。
事務局から説明をいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。
議案書は13ページ、位置図は15ページ・16ページになります。
今月の報告は、令和3年11月11日から令和3年12月10日までの間に受理した2件です。議案の朗読は省略させていただきます。
いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。
以上で、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これについての皆さんからの質疑等があればお願いいたします。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようでございます。
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。
続きまして、報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設への転用に係る届出について報告をいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明させていただきます。
議案書は14ページ、位置図は6ページと17ページです。
この届出は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定された農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第4条第1項の許可が不要となります。
番号360番につきましては、既に農業用施設が設置済みであるため、顛末書が提出されております。
いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、耕作者が自らの農地を自らの耕作に供するほかの農

	<p>地の保全もしくは利用の増進のため転用するものと認めましたので、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で、報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告を終わります。</p> <p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。</p> <p>議案書は15ページ、位置図は18ページになります。</p> <p>広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、番号346番は、過去に転用許可等はなく、転用時期は不詳であり、許可を得る必要があるけれど許可を得ていない案件で、既に宅地として利用されているため、非農地として処理する旨を回答しております。</p> <p>以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これにつきまして、ご質疑があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会についての報告を終わります。</p> <p>報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分取消の専決処理について報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分取消の専決処理について報告いたします。</p>

	<p>議案書は16ページ、位置図は12ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和3年7月7日、許可処分を行ったものについて、令和3年12月8日に処分取消の通知をした1件であります。</p> <p>内容につきましては、先ほど山田委員さんからあったとおり、議案記載のとおりであり、関連議案として10ページの議案第3号、番号353番があります。</p> <p>取消事由につきましては、譲受人による果樹栽培が難しくなったことによる取消しでございます。</p> <p>以上で、報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分取消の専決処理について説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、ご意見、質問等があればお願いしますが、先ほど事務局が言いましたように、山田さんが説明されたとおりの案件に関連しとるものでございますので、ご意見はどうでしょうか。</p>
山田委員	<p>これね、面積が違いますよ。680って書いてありますが、668ではないですか。。</p>
事務局	<p>はい、668です。すみません。合計が1,058になります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ほかにございませんか。</p>
<p>《委員より質疑等なし》</p>	
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号 農地法第3条の規定による許可処分取消の専決処理についての報告を終わります。</p> <p>以上で、本日の議事を全て終わります。</p> <p>次回、第1回農業委員会総会は2月4日金曜日、廿日市市役所7階会議室で開催する予定にしております。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。</p>

(閉会 午前11時00分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月4日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（11番委員）
